

【令和7年度改定主旨】

(令和7年3月16日付総会議案書抜粋)

緑町住民の自治会加入者の減少に伴い、自治会の活動範囲を加入者に限定した。

記述の追加は下線、削除は取り消し線で表記しています。

緑町自治会会則

(目的)

第1条 緑町自治会(以下「本会」という)は、会員相互の親睦と福利増進につとめ、地域社会の民主的な発展をはかる事を目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

(組織)

第3条 本会は大津市緑町に居住する者居住し自治会に加入する者を会員とし、組織する。

町内に社会福祉施設、事業所または事務所を有する者をもって準会員とし、組織する。

②自治会活動の基盤として、地番その他一定の区域を基準とし、自治会細則第2条に定める組を置く。

(事業)

第4条 本会は第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)福利厚生に関すること
- (2)青少年の育成および体育振興に関すること
- (3)保健衛生および環境整備に関すること
- (4)防犯、防災および交通安全に関すること
- (5)市政運営の協力に関すること
- (6)他団体との協力に関すること
- (7)自治会館の管理および運営に関すること
- (8)その他、本会の目的達成に必要なこと

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)組長 各組1名
- (4)会計 2名
- (5)会計監事 2名

②副会長、会計および会計監事は組長が兼務するものとする。

(役員の選出)

第6条 組長は、輪番またはその他の方法で各組より1名選出するものとする。

②会長、副会長は、組長の互選で選出し、総会の承認を得るものとする。

ただし、立候補を制限するものではない。

③役員に欠員が生じた場合は、役員会において補欠を選出することができる。

(委員)

第7条 本会則第4条に規定する事業を遂行するため、自治会細則第6条に定める委員を置く。

②委員は組長が兼務するものとする。

③前第1項の委員は、立候補または互選によるものとし、総会の承認を得て委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は原則として1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

②補欠の役員および委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第9条 役員は次の各号に掲げる会務を処理するとともに、本会の運営にあたるものとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3)組長は、組を代表して本会の運営にあたるとともに第7条に規定する委員の任務を処理する。
- (4)会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5)会計監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、会長・副会長会議および役員会とする。

- ②総会は、毎年1回3月に会長が召集する。ただし、会長は必要に応じ臨時に召集することができる。
- ③役員会は、原則毎月1回開催するほか、会長が必要に応じて召集する。
- ④会長は必要に応じて会長、副会長で構成する会議を召集することができる。
- ⑤各会議とも会長は、議長を选出し、書記を任命のうえ、会議の議事録を作成し、保存する。

(議事)

第11条 総会は、各戸を代表する会員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立する。

- ②総会の議事は、総会出席者の多数決によって決定する。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- ③前第2項の規定は、役員会においても準用する。ただし、役員会においては、会長及び副会長は議決権を有しないものとする。

(総会議決)

第12条 総会において協議し議決すべき事項は次の通りとする。

- (1)役員の選出に関すること
- (2)会則の改廃に関すること
- (3)事業計画に関すること
- (4)予算の決定および決算の承認に関すること
- (5)その他、本会の運営に関する重要なこと

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、市助成金およびその他の収入をもって充てる。

(基金)

第14条 自治会館の修繕、改築等に資するため、基金を設置する。

- ②基金は、「緑町自治会加入世帯数×500円」を毎年度予算で計上し、定期預金等で管理し、その支出にあたっては、役員会の議決を経た後、総会の承認を得なければならない。
- ③基金の支出に際し、臨時総会が開催できないような緊急の場合など相当な理由が認められる場合は、役員会の議決を経て支出することができる。この場合においても会員に速やかに報告するとともに総会に報告し、承認を得なければならない。

(会 費)

第15条 本会の会費は、一戸につき1ヶ月500円とする。ただし、必要がある場合には、臨時総会の議決をもって臨時会費を徴収することができる。また、役員会の議決を経て、会費を減額、若しくは徴収しない場合がある。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

②会計年度後より役員任期終了までの期間(2月1日から3月31日)については期間対象の役員により会計処理を行い、役員任期終了とともに新役員に引き継ぐものとする。

(会計報告)

第17条 会計担当は、会計年度末において決算書を作成し、会計監査を経て役員会に報告し、承認を得なければならない。会長は、役員会で承認を得た決算報告等を総会で報告し承認を得なければならない。

(細則の制定)

第18条 本会を円滑に運営するため、「緑町自治会細則」を定めることとする。

(自主防災会)

第19条 本会に緑町自主防災会を設置する。

②緑町自主防災会の運営は、別途定める「緑町自主防災会規約」に基づくものとする。

(会則の改訂)

第20条 本会則の改訂については、役員会の議決を経て、総会において承認を得るものとする。

(会則に定めのない事項)

第21条 本会則に定めのない事項については、役員会の議決を経て決定し、総会において報告するものとする。